

協定締結のプロセスについて

県(地域保健推進課)

病院・診療所・薬局・訪問看護事業所

通知案・協定案の送付

- 事前調査結果から、協定案を作成し、事前調査に登録いただいた電子メールアドレスあて送付します。
- 通知案を送付するのは、公的医療機関等の場合のみです。
- 説明書や同意書(様式1)を同時に送付します。

事前調査提出(電子申請)

- ひと区切りとして、9月末までの締結を目指しているため、8月中にご回答をお願いします。
- その後も、事前調査に回答いただければ、協定締結は可能です。

協定案の内容を確認

- 修正が必要な場合は協定案を修正
- 同意可能な場合は同意書(様式1)送付(メール)

必要に応じて協議
(協定(案)の送受信)

①又は②の方法で協定案は修正

- ① 協定案を印刷→手書きで赤字見え消し→スキャンしてメール添付し返信
- ② メール本文に修正点を記載し、協定案を添付した上でメール送信

同意書(様式1)受領

通知確定・協定(本番)確定・指定の実施

協定書等受領

受領書(様式2)を県へ送付(メール)

県HPに協定内容公表

受領書等の受領



✓ 協定締結の意向がある場合、まずは事前調査にご回答ください。

✓ 原則として電子による手続きを基本としますが、インターネット環境がない等により郵送を希望される場合は、まず地域保健推進課まで連絡ください。

協定締結までのプロセス（詳細）

1 事前調査への回答（電子申請）（この時回答したメールアドレスへ今後書類が送付される。）



2 県から協定書（案）がメール送付される（事前調査を元に県が作成）
添付ファイル 1_送付文書（説明文書） 2_協定書（案） 3_同意書（様式1）
（4_通知（案） 貴施設が「公的医療機関等」の場合のみ。）
5_【参考】協定書（案）確認時の留意事項



3 （案）を印刷・朱書き修正（スキャン後、メール添付）
またはメール本文に修正点を記載する。



（県へメール送付）

繰返し

4 県から修正後の協定（案）送付や協議内容の送付



5 （同意できれば）協定書（案）（※同意できるもの）と同意書（様式1）を添付し、県へメール送付



第1種協定指定医療機関は、使用予定の病床の図面の提供依頼と簡単なアンケートを添付して送付

6 県から協定書等（本番）が届く（メール） ※添付ファイルとして「受領書（様式2）」も送付